

20160225_銀座農業政策塾／塾生情報共有会_議事録

日時：2016年2月25日（水）19:00-21:00

場所：東京・銀座 銀座ルノアールマイスペース／マロニエ通り

テーマ：情報共有会

「直近の農業・農政をめぐる情勢」

発表者：蔦谷栄一さん（農的社会デザイン研究所代表、当塾世話人）

第3期、第4期生

参加者：参加者 11人（発表者を含まない）

（会社経営、会社員、公務員、農家、NPO法人理事長、行政書士、司法書士など）

発表「直近の農業・農政をめぐる情勢」（蔦谷栄一さん）：

1. TPP合意後

- ・合意にともなう影響ですが、現時点では限定的といえるでしょう。しかし、2018年にお米の生産調整についての議論を再開するとのこと。これは、自由化に歩調を合わせるものです。また、TPPにより安い農産物が入ってきますので、価格の大幅な低下にともなう生産意欲の減退とこれを機にしての大量のリタイア発生を懸念しています。
- ・TPP合意に伴い、経営安定対策の検討が進んでいます。しかし、予算をいつまで今の水準で継続できるかわかりません。支援は必要ですが依存しすぎると梯子はずされた時が大変です。自立経営を指向していくことが必要です。
- ・TPPは12カ国で合意がされましたが、12カ国のGDP合計の85%が批准しないと発効しないとされています。つまりは、日本と米国の批准が必要ということです。日本は年内に批准してしまうようですが、米国は大統領選が終わらないと批准はできないでしょう。ヒラリー＝クリントンはこのたび合意されたTPPには賛同できないとしています。実際に大統領になったら、覆してくるのではないのでしょうか？ とすると、来年には米国も批准し、発効となりそうです。
- ・国家戦略特区における企業の農地取得をめぐる動きが注目されます。農地の所有についていったん要件緩和となりましたが、舌の根も乾かぬうちに、さらなる要件緩和が要求されています。農業に参入した企業へのアンケートによると、所有は不要でリース方式で十分としているのにもかかわらずです。とりあえずは、養父市での要件緩和を特区として例外的に認めるとしていますが、他地域へも広げるように要求してくるでしょう。

2. 農協改革の現在

- ・産業競争力会議や規制改革会議で農協改革と一体化させて農業資材の価格を下げることによって農業の競争力の強化をはかるための検討が行われています。
- ・自民党プロジェクトチームの会合にて「農林中金不要論」が出ました。現状、確かに資産運用しかしてないのですが、本音は巨大な農協マネーを開放させるところにあるように思います。

3. 都市農業振興基本法成立以後

- ・パブリックコメントが実施されていますので、ご覧になって意見等あれば提出いただきたいです。4月に基本計画の閣議決定が行われ、年末に都市農地に対する税制改革の方向が示される予定です。

4. 総括（このところ考えていること）

- ・食料・農業・農村基本法第3条では「多面的機能」とされていますが、都市農業振興基本計画では「多様な機能」とされました（都市農業振興基本法が議員立法だった経緯もあるようです）。「多面的機能」は農業を行ってれば当然に付随する事象というニュアンスでしたが「多様な機能」は能動的、行動的なニュアンスと理解されます。
- ・「都市農業は日本農業の先駆け」です。TPP後の生き残りをいかにするかのヒントとなります。農の持つ社会デザイン能力（①食料自給能力、②自立能力、③コミュニティ形成能力、④教育能力、⑤生きがい・働きがい実感能力、⑥文化形成能力）を活かすということです。
- ・大規模化など攻めの農業の一方、農村を守ることも大切です。このためには「地域社会」が一体となって行う必要があります。つまりは、「地域社会農業」です。これは「コミュニティ農業」を具体化したものと言い換えることができます。新たなコミュニティをつくる必要があります。そのためには、農協をはじめとする協同組合にとどまらず、NPO、ボランティア等多様な取組みを包含する広い意味での「協同」が必要になります。

以上